

【申請書の記入について】

申請期日：令和7年10月31日（金）※消印有効

申請期限を過ぎると調整給付金（不足額給付分）を受け取ることができませんのでご注意ください。

申請内容について、電話や書面での照会を行う場合がありますのでご了承ください。

また、審査の結果不支給となる場合がありますので併せてご了承ください。

申請書の提出に際し給付対象となる要件を確認し、☐にチェックをしてください。

申請者の氏名・性別・生年月日・現住所・電話番号を記入してください。

代理人が申請する場合は【代理申請を行う場合】を併せてご記入ください。

※給付対象者本人が全て記入してください。

※裏面もご確認ください

様式第2号(第6条関係)

受 付 : No.

市
受付印

調整給付金(不足額給付分)(※)申請書（転入者）

※ 調整給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに對し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の含算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (R7年度個人住民税の課税市区町村)
中央市 長苑

※本様式を提出いただいた場合、中央市において支給要件に該当するか審査の上で、支給額を決定いたします。（審査の結果、支給対象とならない場合もあります。）

【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から中央市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件のいずれかに該当する方が対象となります。

支給要件Ⅰ
下記の支給要件に該当する場合、これに従い中央市において算定した支給額が支給されます。 Ⅰ＋Ⅱ(合計額)に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない残数がある場合には切り上げる。Ⅰ－Ⅲ>0となる納税義務者
Ⅰ 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数(※1) ー 令和6年分所得税額 ※1 納税義務者本人＋令和6年1月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族を含む。国外居住者は除く。)
Ⅱ 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数(※2) ー 令和6年度分個人住民税所得割額 ※2 納税義務者本人＋令和5年1月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族を含む。国外居住者は除く。)
Ⅲ 調整給付金(当初給付分)の額 (異体例) ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方) ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方)など

支給要件Ⅱ
下記の支給要件に該当する場合、原則として 4万円 が支給されます。 (令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には 3万円) 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円の方で、以下のいずれかの条件を満たすこと。 ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が4.8万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。 ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 上記、「支給要件Ⅰ」又は「支給要件Ⅱ」のいずれかに該当します。
- ② 「支給要件Ⅱ」に該当する場合、「令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付の世帯主・世帯員」に該当しません。
- ③ 調整給付金(不足額給付分)の支給要件の該当性等を審査するため、中央市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

※本申請書の提出に際し、上記の誓約・同意事項は、必ず確認してください。

1. 申請者 申請期限：令和7年10月31日

(フリガナ) 氏 名	性 別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()

【代理申請を行う場合】(委任する本人が全て記入してください。)

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	

上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の申請書の提出を委任します。

本人氏名 署名

※代理人：次のいずれかに該当する者
・法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
・親族等

裏面も必ずご確認ください。

申請者本人の銀行等の口座をご記入ください。

日付と氏名を必ず記入してください。

申請書に加え、下記の書類を添付してください。

- ・ 令和6年の調整給付金の額がわかる書類
受給していない場合は令和6年度住民税の
金額がわかる書類
- ・ 給付対象者本人の本人確認書類の写し
申請が代理人の場合は、代理人の本人確認
書類の写しも添付してください。
(代理人が成年後見人等は登記事項証明書等の
写しも添付)
- ・ 受取口座を確認できる書類の写し
- ・ 専従者の方は専従者であることがわかる書類
- ・ 令和6年1月1日時点で国外に住所があった
方は、国外に居住していたことがわかる書類

**※申請前に記載内容と添付書類を再度確認し
てください。**

2. 振込口座 (原則、1. の申請者の口座とします。)

【受取口座記入欄】 長期間入金のない口座を記入しないでください。

下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の両方を必ず添付してください。

ゆうちょ銀行を選択される場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

金融機関コード	支店コード	分類	口座番号(右詰めでご記入ください。)
		1.普通 2.当座	
金融機関名	本・支店名	口座名義人	上段(フリガナ) ※必ずご記入ください。 下段 名義人漢字
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連		店・支店 所・支所 出張所	

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、調整給付金(不足額給付金)担当までお問い合わせください。

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

提出書類

～共通書類～

☐ 『調整給付金(不足額給付金)申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- ☐ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☐ 申請者(または代理人)の氏名など(表面下段)
- ☐ 振込口座(裏面上段)
- ☐ 署名(裏面上段)

☐ 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書など』

※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

(お手元にはない方は、令和6年1月1日に住民票のあった市区町村で再発行を受けてください。)

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる下記の資料をご用意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』

または『令和6年度(非)課税証明書』(令和6年1月1日に住民票のあった市区町村で取得してください。)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者本人(及び代理人)の運転免許証、健康保険証(資格確認書)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険カード等の写し(コピー)のいずれか1つを添付してください。

※ 代理人が成年後見人等の場合は、登記事項証明書等の写しを添付してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、通帳の見開きページ全面の写し(コピー)を添付してください。

※ インターネットバンキングの場合は、マイページWeb画面の写し(コピー)を添付してください。

(カタカナ氏名が確認できること。)

～青色事業専従者または事業専従者(白色)の方～

☐ 共通書類に加え『事業主の令和5年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)』等を添付してください。

～令和6年1月2日以降に日本に入国された方～

☐ 本人(代理人)確認書類、受取口座を確認できる書類に加え『入国時の市区町村の住民票』、『パスポートの写し(コピー)』等を添付してください。

- ・ 期限までに申請がない場合及び申請した書類に不備があり中央市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、中央市は本給付金の支給を辞退したとみなします。
- ・ 申請を行うことなくお亡くなりになられた場合は、本給付金は支給されません。
- ※ 【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)